第54号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成30年5月31日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 1件	3万600円
につき	
(2) 簡易宿所営業 1件につ	1万6,500円
き	
(3) 下宿営業 1件につき	1万6,500円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(旅館業法の一部改正に伴う準備行為に係る審査事務の手数料)

2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第 5条第1項による許可の申請に対する審査の手数料は、この条例によ る改正後の足立区事務手数料条例別表第2の1の項の規定の例により 徴収することができる。

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案 を提出いたします。